

(様式第4号)

第7回上田右岸地域協議会 会議概要

1 審議会名	上田右岸地域協議会
2 日時	令和8年3月16日(月)午後1時30分から
3 会場	西部公民館 第5学習室
4 出席者	岩佐委員、永本委員、小川委員、掛山委員、北澤委員、久保田委員、小林委員 駒崎委員、塩入委員、清水悟委員、橋詰委員、宮下委員、柳澤委員、吉田委員 渡辺委員
5 市側出席者	【事務局】堀内市民まちづくり推進部長、平田市民参加・協働推進課長、田中 中央地域振興政策幹、木嶋西部地域振興政策幹、小場豊殿地域自治センター長、間宮豊 殿地域振興政策幹、関地域内分権推進担当係長、横澤地域内分権推進担当統括幹、唐澤 地域内分権担当主査、桐山地域内分権推進担当主任
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和8年3月27日
協 議 事 項 等	
1 開会	
2 会長あいさつ	
3 報告事項	
(1) 地域協議会だよりについて	
	(地域内分権推進担当係長)地域協議会の作成については、前回の地域協議会にて、事務局と会長にて調整し 作成する旨を提案し、ご了承いただいた。第10期地域協議会の取り組みや、ご提出いただいた意見書の概要 を掲載している。 3月の自治会あて定期送達にて右岸地域の各自治会へ配達しており、順次、地域内で回覧される。 (意見なし)
(2) 第三次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について	
	(地域内分権推進担当係長)令和6年度の諮問案件として答申いただいた。右岸地域の特性について、素案に 対して協議いただき、答申いただいた内容のとおり地域まちづくり方針に掲載された。また、次ページには 右岸地域内の住民自治組織について、組織の概要と主な活動等を掲載している。 なお、本来であれば、地域まちづくり方針に掲載する地域の特性は、地域協議会の設置単位に連動して設 定するものであり、令和8年4月から上田右岸地域協議会と上田左岸地域協議会が統合して上田地域協議会 となるため、上田地域の特性として統合して掲載すべきであるが、答申時点の令和6年度における地域協議 会の設置単位を考慮し、上田右岸と上田左岸に分けて掲載させていただいた。今後の総合計画の見直しにお いては、上田地域の特性として掲載する予定。 (意見なし)

(3) 地域協議会の設置単位及び委員数等の見直しについて

(地域内分権推進担当係長)経過として、平成 18 年 3 月の合併に伴い、市内 9 地域に地域協議会が設置されてスタートした。その後、住民自治組織の活動が本格化したこと等に伴い、令和 4 年度より旧上田地域を上田右岸と上田左岸に再編して活動してきた。令和 6 年 6 月には、現在の状況や今後の地域協議会の在り方を踏まえて設置単位の見直し等を提案し、ご意見をいただいたもの。

各地域協議会へ 4 項目の意見照会を行い、令和 7 年 3 月にご意見をいただいた。上田地域の統一については概ね賛成、適正な委員数については 24 名以内や現状どおりといったご意見があった。委員任期については、一定の配慮をしながらも再任を認める、というご意見が多数あり、役割の見直しについては、市からの諮問や依頼されたテーマのみの開催に整理する、というご意見のほか、具体的な役割の明確化が必要とのご意見もあった。

いただいたご意見を踏まえて、今年度は関係各課と協議・検討を進め、見直しを行った。

【見直し内容】

- ① 上田右岸、上田左岸地域協議会を統合し、1つの協議会「上田地域協議会」とする。
- ② 統合後の4つの地域協議会の委員数を、現行の「20人以内」から「24人以内」に変更。
(各地域の実情にあわせて選任する人数を設定)
- ③ 連続しない(通算)3期6年を超える委員の再任を認める。
(条文を附属機関に関する条例に合わせ、条件については運用で取り扱う)
- ④ その他現状に合わせた条文の改正

これまでの取り組みと今後の予定について、昨年 12 月の市議会にて条例等の改正の議案を上程し、決議いただいた。その後、次期委員の公募を行い、現在も選考を進めている。4 月から地域協議会は第 11 期となり、旧上田地域は上田地域協議会としてスタートする。

(意見なし)

(4) 右岸地域の住民自治組織の役割と今後の在り方について

(地域内分権推進担当係長)令和 6 年 6 月に意見照会し、約 2 年にわたる協議等を経て、昨年 9 月に意見書をご提出いただいた。本日は、各地域協議会からの意見書及び意見概要の一覧表をお配りしているので、ご確認いただきたい。

昨年 10 月までに全ての地域協議会から意見書をご提出いただいた後、12 月 12 日に手交式を行い、各地域協議会の会長から市長へ意見書を手渡した。

また、同日には各地域協議会の正副会長と有識者である千葉大学の教授による意見交換会を行った。意見書に対する意見交換と分析を行ったところ、課題の一点目として自治会の限界と負担増が挙げられた。少子高齢化及び人口減少による自治会運営の持続困難化は全国的な傾向であること、また、自治会の業務過多については、地域活動の棚卸しが必要であるとのご意見をいただいた。また、二点目として、意見書にも記載のとおり、住民自治組織の認知度不足が挙げられた。組織自体が住民に知られていないほか、組織の役割である横の連携も住民に知られていないため、機能せず活動できていないとのご意見をいただいた。

さらに、12 月 19 日には上田市自治会連合会と千葉大学の教授による意見交換会が行われた。上田市のま

ちづくりの在り方を見直すにあたり、上田市自治会連合会からも様々に問題提起されており、自治会が抱える課題や悩みについて意見交換が行われた。

行政では、令和 7 年度に地域協議会や上田市自治会連合会からいただいたご意見と有識者である千葉大学の教授よりアドバイスをいただきながら、まちづくりの推進に向けた取り組みを進めている。現時点で今年度のまとめは出来上がっていないが、地域コミュニティ・住民・行政が一体的に参加して地域課題を解決するための場の設定、住民自治組織の役割や活動の見直し、自治会の役割と活動の棚卸し及び新たなまちづくり推進体制に向けた支援体制を見直していきたいと考えている。来年度は上田市のまちづくりを具体化するため、まずはまちづくりの考え方を定めている「上田市協働のまちづくり指針」の見直しを検討しており、次期協議会にもお諮りしながら進めてまいりたい。さらに、千葉大学の教授にアドバイスをいただきながら、多くの住民にも新しいまちづくりの方針と一緒に考え、知っていただくため、まちづくり講演会の開催を検討している。

(意見なし)

(5) 地域振興事業基金(持寄分)の取崩しについて

(地域内分権推進担当係長) 来年度の取崩しは、資源循環型施設の建設に関する 1 件のみ。昨年度も同様の報告をしており、建設予定地周辺の測量や調査を委託事業として実施しているが、地権者との調整に時間を要しており、令和 7 年度中の完了が困難となった。そのため、実施内容に変更はないが、2 か年にわたり実施することで取崩額に変更が生じたため、改めてご報告させていただく。変更前の令和 7 年度取崩額は 20,000,000 円を予定していたが、変更後は令和 7 年度に 5,699,000 円、令和 8 年度に 6,937,000 円を取り崩す予定である。

また、地域振興事業基金(持寄分)の残高について、合併時における旧上田市分の持寄金額は 200,000,000 円あり、令和 7 年度末の残高見込は 186,810,417 円、令和 8 年度の取崩しを経て、令和 8 年度末の残高は 179,873,417 円を見込んでいる。

(意見なし)

(6) その他

4 事務連絡

5 閉会